荒川流域 5 区における洪水、高潮水害に対する広域避難の支援を 求める意見書

平成27年9月関東・東北豪雨では線状降水帯が発生し、鬼怒川流域にある常総市内では、江東区の面積と同じ規模となる40平方キロメートルに大規模な浸水被害をもたらした。

本年8月24日、荒川流域5区の本区、江戸川区、墨田区、足立区及び葛飾区の区長が話し合い、伊勢湾台風並みの台風が直撃するなどによる洪水や高潮などで大規模な浸水のおそれがある場合に、5区外の地域への避難を住民に呼び掛ける「広域避難勧告」を共同で発表することが決められた。専門家の試算によると、風速約60メートル以上のスーパー台風が最悪のコースで東京湾を直撃した場合、水門の一部が機能せず、複数の場所で川の堤防が決壊すれば、20万人以上が高潮に巻き込まれ命の危険にさらされるおそれがあるとされている。

本区では、高層建築物所有者(企業、UR、JKKなど)とも水害時の災害協定を結び、24万人分の一時退避場所を備えている。しかし、上記のようなケースが発生した場合、広域避難を実施するには、地域住民への避難指示や避難場所の周知方法、広域での避難訓練や、東部低地帯住民間での防災交流等の課題を解決し、5区が連携して水害に備え防災力を向上する必要がある。区民の生命と財産を守っていくためには、広域避難に対する国並びに東京都の制度的な様々な支援が大変重要となってくる。

よって、本区議会は、国会及び政府並びに東京都に対し、荒川流域5 区の「広域避難勧告」等連携した防災力が、今後向上し、着実に機能していくよう様々な支援協力を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年10月24日

江東区議会議長 堀 川 幸 志

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 国土労働大臣 東京都知事